

外郭団体に関する特別委員会資料

令和2年8月6日

令和2年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

# 目 次

	ページ
I 公 社 設 立 の 趣 旨 .....	1
II 公 社 の 概 要 .....	1
1. 名 称 .....	1
2. 所 在 地 .....	1
3. 設 立 年 月 日 .....	1
4. 出 資 金 .....	1
5. 機 構 .....	1
6. 役 職 員 数 .....	2
7. 評 議 員 及 び 役 員 .....	2
III 定 款 .....	3
IV 令 和 元 年 度 事 業 報 告 .....	8
1. 事 業 報 告 .....	8
2. 正 味 財 産 増 減 計 算 書 .....	11
3. 貸 借 対 照 表 .....	12
4. 財 産 目 録 .....	13
5. 収 入 明 細 書 .....	14
6. 支 出 明 細 書 .....	14
7. 事 業 別 収 支 .....	14
8. 財 務 状 況 .....	15
V 令 和 2 年 度 事 業 計 画 .....	16
1. 事 業 計 画 .....	16
2. 経 営 改 善 の 取 組 み 状 況 .....	18
3. 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書 .....	19
4. 予 定 貸 借 対 照 表 .....	20
5. 予 定 収 入 明 細 書 .....	21
6. 予 定 支 出 明 細 書 .....	21
7. 予 定 事 業 別 収 支 .....	21
VI 令 和 元 年 度 主 要 事 業 計 画 ・ 実 績 比 較 表 .....	22
VII 主 要 事 業 の 推 移 (平 成 2 9 ~ 令 和 元 年 度) .....	22

## I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

## II 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日

設立登記 昭和40年8月26日

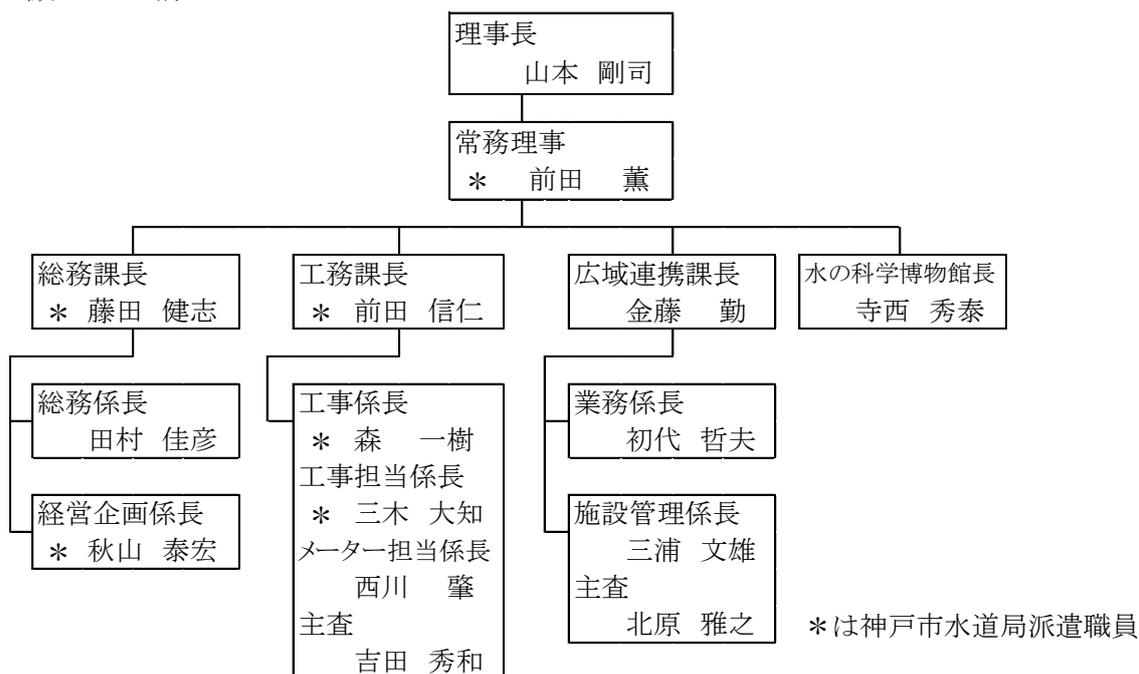
名称変更登記 昭和60年7月22日

名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 資 金 110,000千円

出資者	出資年度	出資理由	出資額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機 構



## 6. 役職員数（常勤）

令和2年5月1日現在（単位：人）

課	区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課		2(1)	1(1)	2(1)	4		4	13(3)
工務課			1(1)	4(2)	1	3	7	16(3)
広域連携課			1	3		3	3	10
水の科学博物館			1		1		1	3
計		2(1)	4(2)	9(3)	6	6	15	42(6)

( ) 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

## 7. 評議員及び役員

### (1) 評議員

氏名	備考
瓦田 太賀四	園田学園女子大学 人間健康学部 教授
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
三宅 雅也	神戸商工会議所 総務部 部長
山本 泰生	神戸市 水道局長

### (2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	山本 剛司	
常務理事	前田 薫	神戸市 水道局担当部長
理事	大寺 直秀	(一財)神戸すまいまちづくり公社 専務理事
理事	山端 恵実	神戸市 水道局副局長
監事	杉本 亨	(株)みなと銀行 地域戦略部 理事 部長
監事	和氣 大輔	公認会計士

### Ⅲ 定款

## 一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦

4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。

5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

## IV 令和元年度事業報告

### 1. 事業報告

昭和60年に市民皆水道が達成され、公社事業は従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務、施設管理など管理的業務に重点を移してきた。

また、水道施設の管理、設計・工事関連業務、調査・支援等業務など、水道局を中心に、水道局以外の部局や近隣の水道事業体などから受託した。

#### (1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターについて、中部センター管内で期限到来前に取り替えた。

事業量 24,491件（撤去含む）

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について、市内全域で調査及び勧奨の業務を行った。

#### (2) 水道施設の管理

##### ①「神戸市水の科学博物館」の管理運営

平成28年度から、水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である「奥平野浄水場旧急速ろ過場土屋」に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務を行った。（4年目）

また、平成31年1月に新設された水の科学博物館駐車場（7台）の管理運営業務も行った。

来館者数 45,746人

##### ② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

##### ③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団からの受託により行った。また、宝塚市上水道施設の保守管理（令和3年5月まで実施予定）を宝塚市上下水道局からの受託により行った。

#### (3) メーター検針・徴収事務

##### ① メーター検針

水道料金・下水道使用料の計算の基礎とするため、垂水センター管内で2か月毎にメーターの検針を行い、使用水量及び料金を使用者に通知した。

事業量 683,078件

② 未納整理事務等

垂水及び北センター管内で、納期限が過ぎた未納料金を戸別訪問等により納付を督促し、収入を確保するとともに、転宅時の現場精算事務等を行った。

事業量 18,268件

③ その他

不着返送納付書の原因調査及び再配布等を行った。

(4) 設計・工事関連業務

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

鶴越墓園内の給水管更新及び道路舗装補修工事を実施した。

② 工業用水道スマートメーター更新作業監理委託

工業用水道スマートメーターの調査及びメーター更新作業の監理を行った。

③ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置工事の工事発注・工事監督を行った。

④ 不断水穿孔工事の監理

不断水穿孔工事の調整・監督を行った。

⑤ 民間賃貸住宅の給水管更新工事等

(一財)神戸すまいまちづくり公社の所有する賃貸住宅の給水管更新の工事発注及び工事監督を行った。

(5) 調査・支援等業務

① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。また、水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICA課題別研修の業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行った。

② 受水槽の適正管理等

適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

③ 指定給水装置工事事業者更新制度導入に伴う受付業務

新たに水道法の改正に伴い、令和元年10月に導入された指定給水装置工事事業者の更新制度における更新受付事務を行った。

④ 指定給水装置工事事業者講習会開催業務

神戸市、明石市に加え、新たに加古川市において、厚生労働省通知に基づき各事業体において開催される「指定給水装置工事事業者講習会」を各事業体から受託し、開催した。

(6) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

新たに給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加, 修正を管路情報管理システムにより行った。

③ 給水設計台帳システム管理業務

新たに水道局各センターにおいて, 給水設計書・各種承諾書の入力を行った。

④ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し, 集合住宅の漏水修繕, 水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。

2. 正味財産増減計算書  
 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	628,678,560	営業収益	646,815,235
期間満了メーター取替事業費	73,374,328	期間満了メーター取替事業収益	115,036,180
施設管理事業費	126,194,800	施設管理事業収益	111,539,342
検針・徴収事務事業費	84,575,711	検針・徴収事務事業収益	83,817,620
調査・システム管理等事業費	175,250,845	調査・システム管理等事業収益	223,073,801
管工事事業費	106,657,567	管工事事業収益	113,348,292
一般管理費	62,625,309		
営業外費用	120,741	営業外収益	2,382,616
雑損失	120,741	受取利息	59,214
		雑収入	2,323,402
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	628,799,301	合計	649,197,851
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	20,398,550
委託料 608,653千円		法人税等充当額	226,100
		当期純利益	20,172,450

3. 貸借対照表  
(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	260,075,365	未払金	115,368,204
未収金	228,429,377	未払費用	2,430,546
貯蔵品	746,680	未払法人税等	226,100
前払金	421,820	前受金	100,100
		預り金	461,202
		賞与引当金	11,579,085
流動資産合計	489,673,242	流動負債合計	130,165,237
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	293,160
預金	3,000,000	退職給付引当金	124,335,041
基本財産合計	3,000,000	固定負債合計	124,628,201
その他固定資産		負債合計	254,793,438
構築物	8,545,000	III 正味財産の部	
工具器具備品	18,714,650	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△27,015,656	一般正味財産	257,704,958
土地	10,719,000	正味財産合計	257,704,958
電話加入権	1,862,160		
長期性預金	7,000,000		
その他固定資産合計	19,825,154		
固定資産合計	22,825,154		
資産合計	512,498,396	負債及び正味財産合計	512,498,396

(注) 1. 貯蔵品の評価方法について  
移動平均法による。

2. 固定資産の減価償却の方法について  
(1)建物, 構築物 定額法による。  
(2)機械装置, 工具器具備品 定率法による。

3. 引当金の計上基準等について

- (1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。  
(2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録  
(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	137,935	職員手当等	113,079,604
普通預金、大口定期預金	259,937,430	消費税精算確定額	2,288,600
未収金		未払費用	
水道局受託料	135,832,089	電気料金、ガス料金、電話料金等	2,430,546
その他の受託料	92,597,288	未払法人税等	
貯蔵品		法人市民税等	226,100
給水材料等	746,680	前受金	
前払金		駐車場使用料	100,100
労働災害総合保険	421,820	預り金	
流動資産合計	489,673,242	源泉所得税及び社会保険料等	461,202
固定資産		賞与引当金	
基本財産		正規職員、常勤嘱託職員	11,579,085
預金		流動負債合計	130,165,237
預金	3,000,000	固定負債	
基本財産合計	3,000,000	預り保証金	
その他固定資産		駐車場保証金	293,160
構築物		退職給付引当金	
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	124,335,041
什器備品		固定負債合計	124,628,201
漏水探知機他	18,714,650		
減価償却累計額	△27,015,656		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	19,825,154		
固定資産合計	22,825,154	負債合計	254,793,438
資産合計	512,498,396	正味財産	257,704,958

## 5. 収入明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	646,815,235	38,162,047	608,653,188	0
期間満了メーター取替事業	115,036,180	0	115,036,180	0
施設管理事業	111,539,342	11,820,900	99,718,442	0
検針・徴収事務事業	83,817,620	0	83,817,620	0
調査・システム管理等事業	223,073,801	22,082,855	200,990,946	0
管工事業	113,348,292	4,258,292	109,090,000	0
営業外収益	2,382,616	2,382,616	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	649,197,851	40,544,663	608,653,188	0

## 6. 支出明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	628,678,560	209,596,149	316,185,698	102,030,000	866,713	0
期間満了メーター取替事業	73,374,328	40,586,738	32,681,318	0	106,272	0
施設管理事業	126,194,800	68,665,596	57,500,532	0	28,672	0
検針・徴収事務事業	84,575,711	29,489,317	55,083,581	0	2,813	0
調査・システム管理等事業	175,250,845	41,267,342	133,342,223	0	641,280	0
管工事業	106,657,567	1,235,839	3,391,728	102,030,000	0	0
一般管理費	62,625,309	28,351,317	34,186,316	0	87,676	0
営業外費用	120,741	0	0	0	0	120,741
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	628,799,301	209,596,149	316,185,698	102,030,000	866,713	120,741

## 7. 事業別収支

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	646,815,235	628,678,560	18,136,675
期間満了メーター取替事業	115,036,180	73,374,328	41,661,852
施設管理事業	111,539,342	126,194,800	△ 14,655,458
検針・徴収事務事業	83,817,620	84,575,711	△ 758,091
調査・システム管理等事業	223,073,801	175,250,845	47,822,956
管工事	113,348,292	106,657,567	6,690,725
一般管理費	0	62,625,309	△ 62,625,309
営業外損益	2,382,616	120,741	2,261,875
経常損益	649,197,851	628,799,301	20,398,550
特別損益	0	0	0
合 計	649,197,851	628,799,301	20,398,550

## 8. 財 務 状 況

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30 → 元増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 48,225	25,875	20,398	▲ 5,477
		経常収益	730,126	734,757	649,198	▲ 85,559
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	730,126	734,757	649,198	▲ 85,559
		経常費用	778,351	708,882	628,800	▲ 80,082
		うち事業費（公益）	7,653	7,527	7,995	468
		うち事業費（公益以外）	741,410	674,314	595,367	▲ 78,947
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	29,288	27,041	25,438	▲ 1,603
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 2,959	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	2,959	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	164	122	226	104	
	当期一般正味財産増減額	▲ 51,348	25,753	20,172	▲ 5,581	
	一般正味財産期首残高	263,128	211,780	237,533	25,753	
	一般正味財産期末残高	211,780	237,533	257,705	20,172	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		0	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	0	0	
正味財産期首残高		263,128	211,780	237,533	25,753	
当期正味財産増減	▲ 51,348	25,753	20,172	▲ 5,581		
正味財産期末残高	211,780	237,533	257,705	20,172		
貸借対照表（B/S）	資産合計	476,031	578,254	512,498	▲ 65,756	
	流動資産	450,731	554,355	489,673	▲ 64,682	
	固定資産	25,300	23,899	22,825	▲ 1,074	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	264,251	340,722	254,793	▲ 85,929	
	流動負債	137,874	217,106	130,165	▲ 86,941	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	126,377	123,616	124,628	1,012	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	211,780	237,533	257,705	20,172	
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	211,780	237,533	257,705	20,172		

## V 令和2年度事業計画

### 1. 事業計画

#### (1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターについて、中部センター管内で期限到来前に取り替える。

事業量 24千個

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について、市内全域で調査及び勧奨の業務を行う。

#### (2) 水道施設の管理

##### ① 「神戸市水の科学博物館」の管理運営

水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である「奥平野浄水場旧急速ろ過場上屋」に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務及び平成31年1月に新設された水の科学博物館駐車場（7台）の管理運営業務を行う。

##### ② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定の調整・監督等を行う。

##### ③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団からの受託により行う。また、宝塚市上水道施設の保守管理（令和3年5月まで）を宝塚市上下水道局からの受託により行う。

#### (3) 設計・工事関連業務

##### ① 鶴越墓園インフラ再整備工事

設置以来、老朽化が著しい鶴越墓園内の給水管等水道施設の再整備工事に係る、発注関係事務及び工事監督を行う。（4年目）

##### ② 工業用水道メーター更新作業監理委託

令和2年度メーター更新（5箇所）作業の管理、メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応・調査等を行う。

##### ③ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置工事の工事発注・工事監督を行う。

##### ④ 水管橋塗装更新工事の監理

神戸市水道局が維持管理する水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注及び工事監督を行う。

#### (4) 調査・支援等業務

##### ① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス・コンサルティング等を行う。また、水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICA課題別研修の業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行う。

##### ② 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行う。

##### ③ 国内事業体支援

県下の水道事業体が抱える体制縮小・技術継承などの課題に対応するため、事業体の新たなニーズを把握しながら、公社の技術力を活かした業務受託を目指す。

##### ④ 指定給水装置工事事業者更新制度導入に伴う受付業務

水道法の改正に伴い、令和元年10月に導入された指定給水装置工事事業者の更新制度における更新受付事務を行う。

##### ⑤ 指定給水装置工事事業者講習会開催業務

厚生労働省通知により各事業体において開催される「指定給水装置工事事業者講習会」の開催事務について、兵庫県下すべての事業体で行う。

#### (5) その他業務

##### ① 駐車場の経営

公社所有用地を活用した事業を行う。

駐車可能台数 26台

##### ② 給水管データ更新業務

給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を管路情報管理システムにより行う。

##### ③ 給水設計台帳システム管理業務

水道局各センターにおいて、給水設計書・各種承諾書の入力を行う。

##### ④ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行う。

## 2. 経営改善の取組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和40年に、水道局の全額出資により設立された。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に、公社の事業も管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務・メーター取替業務に重点を移し、主要3事業としてきたが、これらの業務にも順次競争性が導入されることになり、前中期経営計画期間中（平成26年度～平成30年度）においても事業構造の変革を進める必要が生じた。

具体的には、主要3事業の業務量減少に応じて、執行体制の見直しなどの取り組みを行うとともに、公社の現状や事業の将来性など様々な観点から検討した結果、水道局や周辺の水道事業体などでニーズの高い工事監理（設計・積算・監督）業務に着手し、また、水道法の改正に関連する業務についても事業化を検討するなど、事業構造の変革に取り組んできた。

このような状況を踏まえて、令和2年3月に策定した新たな中期経営計画2023（令和2年度～令和5年度）においては、今後も水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割（＝パートナー）であるという考えのもと、経営の継続的安定化、広域連携・他事業体の支援など技術的業務等の事業拡大、ガバナンスの強化を目標として掲げており、公社の核となる事業を従来の管理的業務から技術的業務にシフトさせていくことを前提に、行動計画、人員計画、収支計画を策定しており、引き続き、計画に掲げている人材確保・育成など体制整備に取り組んでいく。

また、今後とも業務量に見合った効率的な執行体制の構築を進めていく一方で、正規職員の給与カットの継続、非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用など、当公社の経常費用の約4割を占める人件費の削減に努め、あわせて、一層の物件費の削減、業務効率向上策の実施等、徹底した合理化、効率化を推進するなど、あらゆる経営改善策を積み重ねることにより、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で、一定の役割を担っていく。

〔令和2年度経営改善策〕

- (1) 人件費の抑制・削減
  - ・正規職員の給与カットの継続
- (2) 効率的執行体制の確立
  - ・業務量に見合った効率的な執行体制の構築
- (3) 新規事業の開拓
  - ・水道局以外の部局や他都市等からの新規事業の開拓
- (4) 人材の確保・育成
  - ・中期経営計画の実現と公社の将来を担うための人材の確保・育成

### 3. 予定正味財産増減計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	593,290	営業収益	600,048
期間満了メーター取替事業費	97,427	期間満了メーター取替事業収益	123,043
施設管理事業費	129,277	施設管理事業収益	120,274
調査・システム管理等事業費	228,923	調査・システム管理等事業収益	255,911
管工事事業費	93,195	管工事事業収益	100,820
一般管理費	44,468		
営業外費用	300	営業外収益	402
雑損失	300	受取利息	100
		雑収入	302
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	593,590	合計	600,450
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	6,860
委託料 548,935千円		法人税等充当額	172
		当期純利益	6,688

#### 4. 予定貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	392,037	未払金	182,968
未収金	161,904	未払費用	1,763
貯蔵品	748	未払法人税等	172
前払金	932	前受金	116
		預り金	3,629
		賞与引当金	13,492
流動資産合計	555,621	流動負債合計	202,140
2. 固定資産		2. 固定負債	
その他固定資産		預り保証金	360
構築物	8,545	退職給付引当金	121,905
工具器具備品	18,715	固定負債合計	122,265
減価償却累計額	△27,153	負債合計	324,405
土地	10,719	III 正味財産の部	
電話加入権	1,862	1. 一般正味財産	
敷金保証金	317	一般正味財産	254,221
長期性預金	10,000	正味財産合計	254,221
固定資産合計	23,005		
資産合計	578,626	負債及び正味財産合計	578,626

※上記予定貸借対照表は、令和2年3月現在で作成しており、令和元年度の確定決算額に置きなおした場合、正味財産は、264,393千円となる。

## 5. 予定収入明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	600,048	51,113	548,935	0
期間満了メーター取替事業	123,043	0	123,043	0
施設管理事業	120,274	13,324	106,950	0
調査・システム管理等事業	255,911	27,789	228,122	0
管工事事業費	100,820	10,000	90,820	0
営業外収益	402		0	0
特別利益	0		0	0
合 計	600,048	51,113	548,935	0

## 6. 予定支出明細書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	その 他
営業費用	593,290	217,313	181,140	194,700	137	0
期間満了メーター取替事業	89,125	55,615	33,404	0	106	0
施設管理事業	124,611	67,818	56,764	0	29	0
調査・システム管理等事業	219,002	60,472	50,430	108,100	0	0
管工事事業	91,663	2,485	2,578	86,600	0	0
一般管理費	68,889	30,923	37,964	0	2	0
営業外費用	300	0	0	0	0	300
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	593,590	217,313	181,140	194,700	137	300

## 7. 予定事業別収支

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	600,048	593,290	6,758
期間満了メーター取替事業	123,043	89,125	33,918
施設管理事業	120,274	124,611	△ 4,337
調査・システム管理等事業	255,911	219,002	36,909
管工事事業費	100,820	91,663	9,157
一般管理費		68,889	△ 68,889
営業外損益	402	300	102
特別損益	0	0	0
合 計	600,450	593,590	6,860

## VI 令和元年度主要事業計画・実績比較表

事業名	事業計画	実績	増△減
1. 期間満了メーター取替事業	24,000件	24,491件	491件
2. 検針・徴収事務事業			
メーター検針	1,690,000件	683,078件	△1,006,922件
未納整理等	43,000件	18,268件	△24,732件

## VII 主要事業の推移（平成29～令和元年度）

事業名	29年度	30年度		元年度	
	実績	実績	対前年比	実績	対前年比
1. 期間満了メーター取替事業	81,409件	68,293件	83.9%	24,491件	35.9%
2. 検針・徴収事務事業					
メーター検針	2,102,007件	1,364,914件	64.9%	683,078件	50.0%
未納整理等	83,345件	39,425件	47.3%	18,268件	46.3%



## 不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

### 1. 確認された不適切事案の概要

#### (1) 上司の指示・指導に関するもの（令和元年度）

職員Aは、部下である職員Bに対し、精神的負担を減らすために、職員Bの同意を得たうえで、職員Bの部下に直接指示を行い、職員Bだけに仕事を割り振らなかった。

その後、定期的に職員Bの意向の変化を確認することなく対応を継続したことは、「人間関係からの切り離し」に該当する恐れがあり、安全配慮義務を欠いていたため、職員Aに対し、上司より速やかに口頭で注意・指導を行った。

#### (2) 職務専念義務違反に関するもの（平成29年度）

職員が勤務時間中に、①1時間程度の喫煙休憩をとる（2人）、②スマートフォンでゲーム行う（1人）、との職務専念義務違反が確認されたため、当該職員に対し、当時の上司が速やかに口頭で注意・指導を行った。

その後、当該職員による職務専念義務違反の事実は確認されていない。

### 2. ガバナンス強化に向けた取り組み状況

#### (1) コンプライアンスの徹底

全職員に対して、服務規律等の研修を実施（令和元年11月）

全職員に対して、職務専念義務に関する注意喚起を実施（令和2年3月）

引き続き、服務規律等の研修を実施（令和2年秋頃予定）

#### (2) 内部通報制度の外部化

弁護士による内部通報の社外窓口を設置し、全職員に周知（令和2年3月）

#### (3) 理事会・評議員会によるガバナンスの強化

取り組み状況について、理事会・評議員会に報告（令和2年3月）

理事会・評議員会への報告に加え、半期終了時（秋頃）に、コンプライアンス研修の実施状況なども含めた、公社の現状（収支状況や主要事業の進捗等）に関する情報を各理事・評議員に発信

これらの取り組みを進めるとともに、内部通報制度の社外窓口を担当する弁護士にも相談しながら、さらなる研修の充実や管理職のマネジメント能力の向上に取り組む。